

「地区街づくりの会」参加者を募集します！

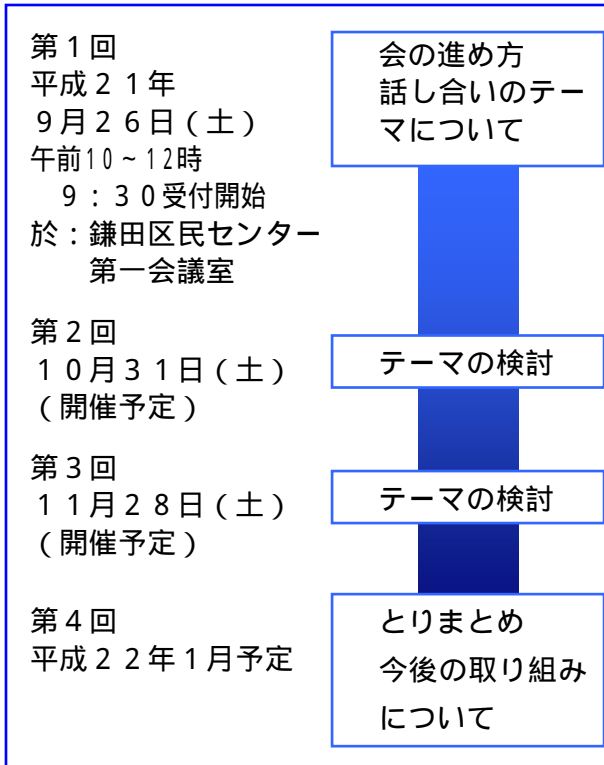
「地区街づくりの会」の進め方

- 「地区街づくりの会」では、地区周辺の将来の街づくりに向けて、街づくりを検討するうえで必要となるテーマを設定し、ご議論いただきます。
(本年度は概ね月1回、4回程度開催予定)

【検討テーマの例】

- 安全・安心な街づくり(防災・防犯の視点から)
- 誰もが移動しやすい街づくり(少子高齢社会における公共交通網、道路網等に関する視点から)
- 生活環境の心地良い街づくり(土地利用、地域の資源及び生活環境の視点から)

皆様にご議論いただくテーマについては第1回の「地区街づくりの会」で検討します。
第2回目以降の日程は予定です。なお、第1回の詳細については参加登録いただいた方に後日連絡いたします。



次のような方を募集します！

- 検討エリア(宇奈根三丁目、大蔵五・六丁目、喜多見三・五・六・七丁目の各一部)に居住、在勤あるいは土地建物の権利を有する方 中面(P.2~3参照)
- 地区街づくり方針を作成するにあたり、東名ジャンクション整備を契機とした今後の街づくりのあり方を検討するという「地区街づくりの会」の目的に賛同いただける方。
- 他の参加メンバーと協調し、前向きな思考で率直かつ具体的に発言いただける方。
- 「地区街づくりの会」に継続的に参加する意思がある方。
- 中立的な立場である進行役の指示を尊重し、円滑な進行にご協力いただける方。

参加は事前登録制です！

- 上記の各事項に同意いただいた上で、同封の応募用紙に必要事項を記入し、下記応募先へ郵送(窓口への直接持参も可)またはFAXでご応募ください。

応募先・問合せ先

世田谷区砧総合支所街づくり課 (担当: かいづ 海津・杉岡)
【住所】〒157-8501 世田谷区成城6-2-1
【電話】3482-1301 【FAX】3482-1471

応募締め切り

平成21年9月10日(木)消印、FAXの場合は午後5時必着

参加登録されたご本人のみの参加とさせていただきます。
会場の都合により参加のご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください
応募に関わる郵送・通信費と街づくりの会に参加する際の交通費は、参加者によりご負担願います。

東名ジャンクション周辺地区

街づくりニュース

創刊号

平成21年8月24日発行: 世田谷区砧総合支所街づくり課

東名ジャンクションの整備を契機とした街づくりが始まります！

平素より世田谷区の街づくりにご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
東京外かく環状道路(以下「外環」といいます。)のうち、関越道~東名高速間については、平成21年5月29日に事業化され、今後は昨年東名ジャンクション周辺地域で開催された地域課題検討会などで頂いた意見を踏まえ国と都がとりまとめた「対応の方針」に基づき、地域の皆様のご意見を伺いながら国により整備が進められていくこととなりました。
これを受け、区では、外環と東名高速道路が接続する東名ジャンクション周辺地区(地区の範囲は中面(P.2~3)の検討エリアを参照ください)において、地区にお住まいの皆様とともに地区の将来のあり方について検討を進めていきたいと考えております。



「地区街づくりの会」を開催します！

地区にお住まいの皆様とともに地区の将来のあり方について検討を進めるため、「地区街づくりの会」を設置し、街づくりに関するテーマについてご議論いただきながら地区の街づくり方針を検討してまいります。

このため、「地区街づくりの会」へご参加いただける地区の方を募集いたします。詳細は裏面(P.4)をご覧ください。

なお、「地区街づくりの会」での検討内容は、東名ジャンクション周辺の将来の街のあり方を検討するものであり、ジャンクション本体の整備の是非や整備手法の検討を行うものではありません。

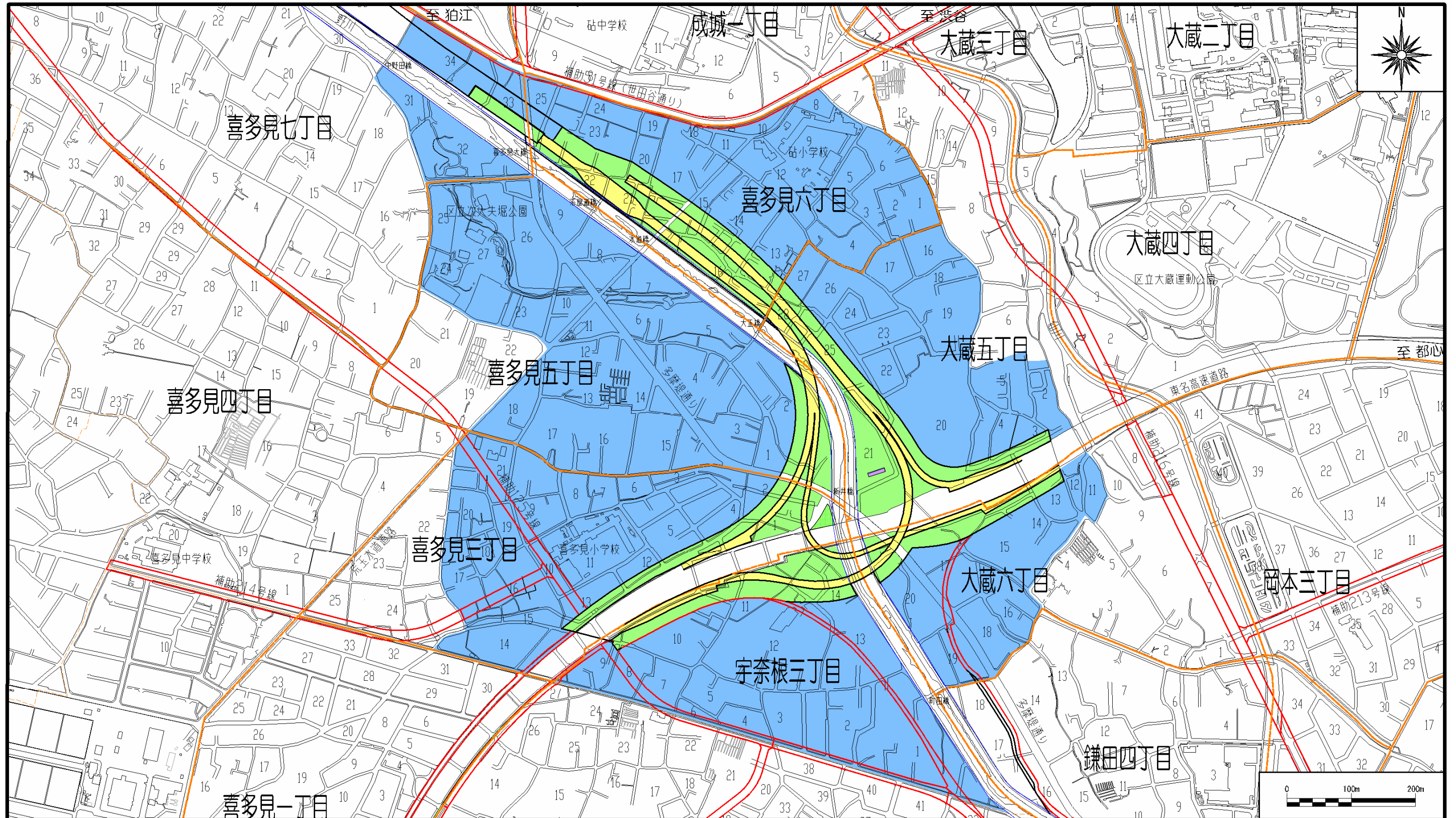
外環(関越道~東名高速道間)とは?

- 「外環」は、都心から約15kmの圏域を環状に連絡する延長約85kmの道路です。関越道~東名高速間については、平成19年4月に高架式から地下方式へ計画が変更されました。



検討エリア

宇奈根三丁目（1～14街区） 大蔵五丁目（2～5、16～28街区） 大蔵六丁目（10～20街区）
 喜多見三丁目（1～21街区） 喜多見五丁目（1～18、23～27街区） 喜多見六丁目（1～6、8～25街区） 喜多見七丁目（31～34街区）



本図について

1. 本図は整備計画が策定された外環（関越道～東名高速）の地上部の計画範囲を現況の地形図に重ね合わせて作成し、今回の検討対象エリアを表示してあります。また、外環以外に、周辺の都市計画道路を赤色の線で図示しています。
2. 本図は都市計画上の権利制限の範囲、用地買収の区域、区分地上権設定の区域、大深度法適用区域を示すものではありません。
3. 外環の整備に伴い付け替えが必要となる道路については、今後、検討が進められます。

凡例

- 外環の地上部の計画範囲
- 地表部の路面（連結路）
- 地表部のその他の施設（環境施設帯等）
- 換気所（地表部）
- 現在の都市計画道路